

質 議 事 項

都道府県名	福島県
市名	
(質 疑 等)	<p>1 配偶者に「支援金」を支給されるのは、残留邦人本人の死亡日が26.10.1（改正法施行日）以降における配偶者であることによいか。</p> <p>2 支給は、配偶者からの「申請（請求）」の形か。実施機関における「世帯員減による変更認定」の形となるか。</p> <p>3 上記2で「申請（請求）」の形である場合、毎月申請（請求）書の提出を求めることになるか。</p> <p>4 当該「支援金」は、支援給付の種別（生活、住宅、医療等）とは別立てとなるか。</p>
(趣 旨)	<p>これまでに通知された資料等では読み取れなかった項目を列記しました。今回の説明会において説明される内容かと思われませんが、確認のため提出させていただきます。</p>
(備 考)	

回 答

- 1 ① 特定中国残留邦人等が法施行日前に死亡している場合は、法施行日において支援給付を受給している特定配偶者
- ② 支援給付を受給している特定中国残留邦人等が法施行日後に死亡した場合は、支援給付を受給する特定配偶者
に対して配偶者支援金が支給される。
- 2 配偶者支援金については申請が必要である。なお、支援給付については、従前のおり「世帯員減による変更認定」の形となる。
- 3 開始時のみ申請が必要となる。
- 4 配偶者支援金は支援給付とは別の制度である。なお、支援給付と併給して差し支えない。

以上

質 疑 事 項

都道府県名	大阪府
市 名	
(質 疑 等)	
<p>・配偶者支援金の不支給決定処分に対する審査請求の審査庁及びその法的根拠についてご教示願いたい。</p>	
(趣 旨)	
<p>生活保護法（以下、「法」という。）第64条では「第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。」と規定しています。従って法第19条第4項の規定により事務を福祉事務所長に委任した場合の処分の審査庁は都道府県知事とされ、例えば福祉事務所長が行った法第63条に基づく費用返還請求処分の審査庁は都道府県知事となっています。</p> <p>また、法第78条による費用徴収処分は上記事務にあたらなため当該処分を福祉事務所長が行った場合、法によらず地方自治法による委任により行った処分であるため、審査請求があれば法第64条は適用されず、行政不服審査法第5条第1項が適用され、福祉事務所長の上級行政庁である市長等が審査庁となります。</p> <p><u>一方、支援法第14条第4項では「この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。」とだけ定められているだけです。配偶者支援金については生活保護法に同種の給付がありませんが、配偶者支援金の不支給決定処分に係る審査請求の審査庁は同様に解して審査庁を都道府県知事としてよいかご教示願うものです。</u></p>	
(備 考)	
生活保護手帳別冊問答集問13-25	

回答案

改正法第15条（配偶者支援金の支給）第3項の規定により、支援法第14条第4項「この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。」を準用しているので、配偶者支援金の不支給決定処分に係る審査請求の審査庁は同様に都道府県知事としてよい。

以上

質 議 事 項

<p>都道府県名</p> <p>市 名</p>	<p style="text-align: center;">兵 庫 県</p>
<p>(質 疑 等)</p> <p style="text-align: center;">「 配偶者支援金支給に伴うシステム改修について 」</p> <p>当該システム改修費用は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の補助対象となることが示されているが、その補助対象経費として、対象経費（例：賃金、旅費、需用費、委託費、備品購入費等）に制限はあるのか？</p>	
<p>(趣 旨)</p> <p>当該システム改修費用に対する補助事業を県で実施するにあたり、要綱等を定める上で必要なため、ご教示ください。</p>	
<p>(備 考)</p>	

回 答

システム事業者への委託費を想定しているが（システム改修事業のため）、例えばシステムエンジニア等の雇上によるシステム改修を否定するものではない。その場合は、対象経費として賃金等がありうる。「補助対象経費」を列挙していないので、各県においては、今回の法律改正に伴う改修に限定した経費かどうか精査の上、実施されたい。

以 上

質 議 事 項

都道府県名 市 名	<p style="text-align: center;">鹿 児 島 県</p>
(質 疑 等) <ul style="list-style-type: none"> ・ システム改修については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業）」での対応とされていますが、具体的な申請方法やスケジュール等をご教示ください。 	
(趣 旨) <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、中核市のシステム改修は、直接国へ申請されていたが、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業）」であれば、県を経由するという考え方で良いか確認したい。 	
(備 考)	

回 答

国の交付金により各県が基金を造成し、その基金を活用して行う事業であり、県又は市町村が実施することになる。お見込みのとおり、セーフティネット支援対策等補助金と異なり国に申請するものではない。

よって、県を経由するという考え方でなく、管内の各市町村から基金の造成主体である県への補助申請等やそのスケジュールは、各県の基金にかかる補助要綱で示されることになる。

なお、「管理運営要領」については、平成26年2月6日に改正されているので参照願いたい。

以上

質 議 事 項

都道府県名	高知市
市名	
<p>(質 疑 等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定配偶者とは、「永住帰国する前から<u>継続して婚姻関係にあるもの</u>」とされているが、<u>永住帰国前に離婚して数年後に同じ人と再婚した場合は継続しているとはいえないので、特定配偶者の対象外なのか？</u> ※以前、メールで質問させていただいた内容を再度質問します。(備考参照) ・ 特定配偶者とは、①永住帰国前に中国で苦労を共にしたもの②継続して婚姻関係にあるものの両方を満たしている者の解釈で間違いないか？ <u>婚姻関係直後に永住帰国された場合は、対象となるか？</u>この場合は、①を満たしているとは言い難いと思われるが、どうなるか？ 	
<p>(趣 旨)</p>	
<p>(備 考)</p> <p>(質問したメールの内容)</p> <p>Aさんは、2年前に中国残留邦人であった夫が亡くなり、現在、単身で支援給付受給中。 Aさんは、S43年中国で亡夫と結婚し、S60年離婚。 亡夫は、すぐに別の中国人と再婚し、その女性を伴い永住帰国するが、H12年に離婚。 H14年に中国でAさんと再婚し、自費でAさんを日本に連れて来る。 以降、夫が亡くなるまで二人は生活を共にしていた。</p>	

回答案

「特定配偶者」については改正法第2条第3項に「永住帰国する前から」継続して配偶者である者と規定されている。

- ・ 同一人である配偶者と離婚し再婚した時期が当該中国残留邦人等の永住帰国する前であれば当該配偶者は改正法第2条第3項の規定のとおり特定配偶者である。
- ・ また、婚姻の時期が当該中国残留邦人等の永住帰国する直前であっても同規定のとおり特定配偶者である。（「①永住帰国前に中国で苦労を共にしたもの」との趣旨に誤りは無いが、改正法第1条にも「長年にわたり労苦を共にしてきた」とあるのみである。）

なお、(備考)のAさんの亡夫は、(すでに別の女性を伴い)永住帰国した後にAさんと再婚している。Aさんは「特定配偶者」でないことを申し添える

以上

質 疑 事 項

都道府県名	久留米市
市 名	
(質 疑 等)	当市では、支援給付事務は法第14条第4項の規定に基づき、生活保護（生活保護法第19条第4項）と同様、市長から福祉事務所長に委任していますが、配偶者支援金事務についても改正法第15条第3項の規定を根拠に、同様に福祉事務所長に委任してよろしいでしょうか。
(趣 旨)	
(備 考)	

回答案

お見込みのとおり、配偶者支援金にかかる事務についても支援法第14条第4項の規定を準用する改正法第15条第3項の規定を根拠に、支援給付にかかる事務と同様に福祉事務所長に委任して差し支えない。

以上